

## 常務理事会

(第59事業年度・第1回)

2024年4月18日常務理事会)

主な議事内容は次のとおりです。

### I 審議事項

1. 倫理委員会からの答申『国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) 公開草案「サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準 (国際独立性基準を含む。) 及びサステナビリティ報告・保証業務に関連するその他のIESBA倫理規程の改訂」及び「外部の専門家の作業の利用」に対するコメント』に関する件

2024年1月29日に国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) から公表された公開草案「サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準 (国際独立性基準を含む。) 及びサステナビリティ報告・保証業務に関連するその他のIESBA倫理規程の改訂」及び「外部の専門家の作業の利用」に対する協会コメントをとりまとめた旨の提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

2. 監査・保証基準委員会からの答申『財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正』に関する件

改正倫理規則において、監査業務の依頼人がPIE (社会的影響度の高い事業体) である場合、報酬関連情報 (監査報酬、非監査報酬及び報酬依存度) の開示が要求事項として新設された。これに対応して、今般財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」を改正する旨の提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

3. 監査・保証基準委員会からの答申『保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」及び保証業務実務

指針2400実務ガイダンス第1号「財務諸表のレビュー業務に係るQ&A (実務ガイダンス)」の改正』及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」に関する件

四半期開示制度の見直しを受けて、年度の財務諸表の監査を実施する監査人が実施する法令で求められるもの以外の期中レビューについては新たに期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」が適用される。これを受け、保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」の適用範囲に関して所要の見直しを行った旨、及びこの見直しを受けて保証業務実務指針2400実務ガイダンス第1号「財務諸表のレビュー業務に係るQ&A (実務ガイダンス)」を改正する旨の提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

### II 報告事項

1. 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (第1回)」に関する件

2024年3月26日に開催された金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (第1回)」について、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準の適用対象企業・適用時期等に関して会議を行った旨の報告があった。

2. 『「第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対する期中レビュー契約を締結しない場合の留意事項 (お知らせ)」の公表』に関する件

四半期開示制度の見直しを受けて、第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対する期中レビューは一定の要件に該当する場合を除き任意となった。被監査会社から、期中レビュー

契約は締結せず、期中レビュー報告書の発行も求めないものの、手続は実施してほしいとの要請も考えられることから、任意の期中レビュー契約を締結しない場合の留意事項について2024年4月5日付けで公表した旨の報告があった。

3. 学術賞審査委員会からの報告「第52回日本公認会計士協会学術賞受賞作品について」に関する件

学術賞審査委員会から、第52回日本公認会計士協会学術賞受賞作品について報告があった。学術賞受賞作品は大鹿智基氏の『非財務情報の意思決定有用性—情報利用者による企業価値とサステナビリティの評価—』、学術賞会員特別賞受賞作品は鶴川正樹氏の『公会計論の研究』である。

このほかの主な審議及び報告事項は次のとおりです。

○中小事務所等施策調査会からの答申『中小事務所等施策調査会研究報告第3号「会社法計算書類等に関する表示のチェックリスト」の改正』に関する件

○中小事務所等施策調査会からの答申『中小事務所等施策調査会研究報告第4号「有価証券報告書に関する表示のチェックリスト」の改正』に関する件

○業種別委員会からの答申『業種別委員会実務指針第39号「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査の留意事項 (中間報告)」の改正』に関する件

○業種別委員会からの答申『業種別委員会実務指針第50号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について』及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」に関する件

○業種別委員会からの答申『業種別委員会実務指針第66号（専門業務実務指針4466）「一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」の廃止』に関する件

○業種別委員会からの答申『業種別委員会研究報告第8号「金融商品取引法第24条の4の4第1項及び第2項の適用のない生命保険会社における任意の財務報告に係る内部統制の監査の留意事項」の改正』に関する件

○企業情報開示委員会からの意見具申『環境省「第六次環境基本計画(案)」に対する意見』に関する件

○継続的専門能力開発制度協議会からの意見具申『2024年度の継続的専門能力開発制度の実施計画』に関する件

○継続的専門能力開発制度協議会からの意見具申『第45回研究大会（名古屋大会）の開催概要』に関する件

○継続的専門能力開発制度協議会からの意見具申『第46回研究大会の開催概要（開催日、開催場所及びメインテーマ）』に関する件

○サステナビリティ基準委員会公開草案及び審議事項に関する件

## 理事会

（第59事業年度・第1回

2024年4月19日理事会）

主な議事内容は次のとおりです。

### I 会長報告

茂木会長から、以下の項目について会則第165条に基づく報告があり協議を行った。

①会長動静

②2024年3月21日に開催された自由民主党金融調査会企業会計に関する小委員会

③2024年3月25日に開催された金融庁主催監査法人との意見交換会

④2024年4月12日に発出した会長声明「国会における政治改革に関する特別委員会の設置について」

⑤2023年度修了考査実施結果

⑥2024年4月15日に開催したグローバル会計・監査フォーラム「監査・保証の価値」一課題に向けたさらなる挑戦Facing up to the challenges—

⑦国際関係者との交流

⑧令和6年能登半島地震に係る災害義援金の募集結果

⑨2024年3月30日に実施した経営会議集中討議

### II 審議事項

#### 1. サステナビリティ情報開示・保証業務特別委員会の設置に関する件

我が国におけるサステナビリティ情報の開示・保証制度の導入が本格的に議論されることも踏まえ、資本市場におけるサステナビリティ情報の開示のあるべき姿、サステナビリティ情報の保証及び企

業情報開示全体の保証のあるべき姿、公認会計士・監査法人業界の果たすべき役割を総合的に検討するため、「サステナビリティ情報開示・保証業務特別委員会」を設置する旨の提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

2. 総務委員会からの意見具申『懲戒処分  
の周知・公示・公表制度、会則違反が明らかな事案の懲戒手続等に関する会則等の一部変更』に関する件

2024年3月19日開催の理事会において、懲戒処分の周知、公示及び公表制度を一部変更する旨の懲戒処分の周知・公示・公表制度、会則違反が明らかな事案の懲戒手続等に関する会則等の一部変更要綱案が承認された。今般の一部変更は、この要綱案を基に会則等を一部変更するものであり、審議の結果、提案どおり承認し、定期総会に提案することとした。

3. 総務委員会からの意見具申『会員・準会員向け情報提供機能の充実に向けた会則等の一部変更』に関する件

2024年3月19日開催の理事会において、会則等で「会報」へ掲載する旨が定められている情報については、本会ウェブサイト（会員及び準会員のみが閲覧することができる部分に限る。）に掲載することを原則とする旨の会員・準会員向け情報提供機能の充実に向けた会則等の一部変更要綱案が承認された。今般の一部変更は、この要綱案を基に会則等を一部変更するものであり、審議の結果、提案どおり承認し、定期総会に提案することとした。

### III 報告事項

1. 自主規制モニター会議の開催に関する件

2024年3月28日に開催された自主規制モニター会議について、自主規制各制度の

運営状況、懲戒処分の周知等の直近のトピックに関して会議を行った旨の報告があった。

2. サステナビリティ能力開発シラバスに関する件

サステナビリティ能力開発協議会にてサステナビリティ能力開発シラバスをとりまとめた旨の報告があった。

このほかの主な審議及び報告事項は次のとおりです。

- 会計制度委員会からの意見具申『「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」に対するコメントの概要及び対応』に関する件
- 研究大会の今後のあり方の再考に関する件

以 上

(会務運営戦略本部長 千葉正起)